

平成 26 年第 3 回定例会 建設常任委員会

平成 26 年 12 月 18 日

亀井委員

いのち貢献度指名競争入札については、試行結果の中間報告がありまして、他の委員からも質問がございました。

私の方からは、これまで私が常任委員会で問題提起してきました建設産業の人材育成の確保、また地域の建設業界の中長期的な育成・確保の在り方、その評価の在り方といった視点から何点かお聞きしていきたい。

はじめに、建設産業の人材育成の確保、また地域の建設業界の中長期的な育成確保、そのための協議の在り方といった視点から見て、本年度の執行における指名選定基準がどのように運用されたのか、まず確認します。

県土整備経理課長

これまでの試行における指名選定基準の運用状況を見ますと、地域近接性、地元の企業かどうかということと、社会貢献企業及び優良工事施工業者による、いわゆるインセンティブ発注、こういった地域近接性とインセンティブ発注の二つの要素により、指名業者を選定する工事が大半を占めているという状況です。

その一方で、若手技術者雇用者や重機の保有状況、そういったような企業努力の評価についてはほとんど選択されていないという状況にございます。

亀井委員

若手の育成、そして重機の保有ということに関しては、そこまで目が行っていなかったという話ですけれども、その理由は何ですか。

県土整備経理課長

まず、この若手技術者の育成努力と重機の保有状況の両方に共通する内容を選択をしなかった理由としましては、情報が不足している、データが不足しているということがあります。さらに、若手技術者の育成努力というところで見ますと、対象企業が、把握できている部分であっても対象企業が少ないということで、指名業者の選定に当たっては使い勝手が悪いという状況がありました。それが理由でございます。

亀井委員

今の 2 点に関しては、また後ほど触れさせていただければと思いますが、次の質問ですけれども、改正品確法において、発注者の責務として評価ということが求められる事項は何ですか。

県土整備経理課長

改正品確法の第 13 条で、発注者が入札参加者に対し評価する旨、努力義務が課せられている項目としましては、若年の技術者と技能労働者等の育成及び確保の状況が 1 点目、2 点目が建設機械の保有の状況等、災害時における工事の実施体制の確保の状況、その 2 点が具体的な事例として盛り込まれているということでもあります。

亀井委員

指名選定基準の運用については、本年度のように結果として選択項目に偏り

が発生するということになったのですが、制度の趣旨が十分反映されていないのではないかなと思うのです。

改正品確法への対応という観点からも懸念される場所ですが、今回の検証結果を踏まえて、改正品確法に発注者の責務として新たに規定された事項を考えますと、若手技術者の育成努力、資機材の自社保有など企業努力に係る指名選定基準については評価項目として積極的に活用していくべきと考えますが、改めて試行実態も踏まえて当局の所見を伺います。

県土整備経理課長

いのち貢献度指名競争入札の第一の創設の目的は、地域の建設業者等の中長期的な育成確保であり、これは改正品確法の理念に先取りしたというものになっています。

この目的を実現していくためには、ただいま委員から御指摘がありましたとおり、若手技術者の育成努力、あるいは資機材の自社保有といった将来を見据えた企業努力、あるいは災害等の緊急時の対応、そういったものを見据えた地域への貢献度、これを評価して発注に結び付けていく、これが重要だと考えます。

その一方で、運用の実態としましては、現時点では指名業者の選定に当たって、そうした評価項目を十分に活用していないというところもありますので、制度の目的にかなった運用が十分なされていないというところが課題であるというふうに認識しております。

亀井委員

先ほどから申し上げていますように、若手技術者の育成努力、また資機材の自社保有などの企業努力の評価、発注に結び付けていくことによって担い手の育成確保を実現していきたいという考えがある中で、本制度を試行した結果としては、その考え方が十分制度の運用に生かされていないと、当局としても課題を認識しているのだということですので、そうでしたら、そうした考えを実現するために、今後どのような発注上の工夫、改善をしていこうと考えているのですか。

県土整備経理課長

企業努力や地域への貢献度など頑張る企業の取組をきめ細かく評価し、それを指名選定に結び付けるためには、まず若手技術者の育成努力や工事評定の優良者など工事の品質確保に努力する評価項目については、特別評価項目として、過去の県工事の受注実績や売上高といった評価項目と併せて指名業者選定に活用することや、さらに社会貢献企業に対する発注についても、資機材の保有状況や緊急時の出動体制といった災害協定の締結プラスアルファの要素も加えて指名に結び付けていくということが必要かなというふうに考えます。

亀井委員

若手技術者の育成努力などの企業努力を評価して発注に結び付ける手法として、先ほどもありましたけれども特別評価項目を設定する。新たな発注上の工夫を考えていくということは承知しているのですが、一方、中間報告での報告結果にもあるとおり、資機材の保有状況、若手技術者など企業情報の不足が課題とされますが、その問題の解消を図らなければ根本的な問題解決には

ならないかなというふうに思っています。

そこで、ただいま答弁がありました特別評価項目の設定の他、データの蓄積、活用に関しては別の対応を考えなければいけないと思いますがどうですか。

県土整備経理課長

若手技術者の育成努力や資機材の保有状況など、改正品確法でも盛り込まれたというのも背景にあります。来年度から、入札参加資格者名簿登載時に、企業の経営実態や施工実績を評価する経営審査事項、この評価におきまして、まず若手技術者の育成・確保といった項目が新設されるというのがあります。さらに資機材の自社保有についても、これまでの一部の機器に加えて新たな機器も加えられるなど、加点要素も追加されるということがありますので、こうした客観点のデータを活用できるのではないかと考えております。

亀井委員

経営審査事項の評価点を活用しての評価も可能であって、データの利活用に関する課題が多少は改善されているとは思いますが、こうしたデータも活用しつつ資機材の保有状況の評価を重視することは、企業にとってもインセンティブになると思う一方で、企業にとっては資機材の自社保有は経済的負担も大きいというふうに思っております。

そこで、発注者としても企業の経済的負担にも配慮して、建設業者の資金調達の一つの手法である制度融資についても承知しておくべきと、前回の常任委員会でも私は指摘をさせていただいて、そのときは県土整備経理課長からあまり明確な答弁は頂けなかったなと思っております。

少し時間がたちましたので、建設業者が活用可能な融資制度について、概略で構いませんので、どのようなことを考えているかお聞きします。

県土整備経理課長

まず、融資制度の概略ですが、建設業者が活用できる融資制度、これは国土交通省、中小企業庁の融資制度に加え、本県の制度融資があります。

このうち、国の融資制度については、四つの制度があり、これは工事受注に伴う債権、あるいは売掛債権を担保した運転資金を借り入れるものとなっております。

一方、県の制度融資ですが、大きく事業振興資金として4種類、経営安定資金として3種類の制度があります。いずれも運転資金の他、設備資金があります。

この中で資機材の自社保有にも活用できる事業振興資金も、例えば短期の設備資金を一例に挙げますと、信用保証協会の保証が条件となっておりますけれども、融資限度額は最大2億円、融資率は1.6%以内と、有利な条件での融資が受けられる制度があるというふうに聞いております。

亀井委員

県として中小建設業の健全育成を促進する上でも、建設業者が活用できるより有利な資金調達方法、手法、そのような制度融資の周知というのは図るべきだと思うのです。健全化だけではなくて、やはり実際にその資金が必要だと思われるところは、所管する県土整備局が知らないといけないと思うのですが、今後、県土整備局としてどのように周知を図っていくのか、どのよう

な考え方を持ってこれから対応していくのかお聞きします。

県土整備経理課長

入札制度のかながわ方式の基本理念としても、中小企業の健全育成の促進がありますし、改正品確法の理念と照らし合わせましても、中長期的な建設業界の振興と経営安定は県土整備局としても推進すべき重要な目標と考えています。そのため、こうした目標を実現するための一つの手段、一助としまして建設業者が活用できる融資制度の情報提供について考えていく必要があると思っています。

今後、産業労働局とも連携しながら、土木事務所等の窓口でのパンフレット等の配布、あるいはこのいのち貢献度指名競争入札の制度改正等に関します業界団体への説明会とか、あるいはホームページでの情報提供、そういったところも検討しながら、建設業者の皆様が気軽にそういった情報を入手できる工夫については検討していきたいというふうに考えています。

亀井委員

中小企業全般に等しく情報が発信されて、取得できるような状態をつくっていかねばいけないなというふうに思いますし、あと例えばリース、実際に所有していなくても、例えばリース契約をして、どのぐらいのスパンのリース契約かは分かりませんが、そのような形もあるんだということも是非周知してあげた方が、より丁寧な対応ではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、少し視点を変えて何点かお聞きしたいと思いますが、試行結果の検証では、指名選定基準の運用において、社会貢献企業と過去の工事実績に集中している実態があると説明を受け、そのように理解しています。

そうだとしますと、指名選定業者としての新規参入が難しく、指定選定業者の固定化も懸念されるのではないかなと私は思うのです。こうした現状について、県土整備局としてどのように受け止めて、どのような考え方をお持ちですか。

県土整備経理課長

災害協定締結業者など、いわゆる社会貢献企業については、地域の安全・安心を守る担い手であるということで、こうした企業の取組を評価していく、これはもちろん重要であるという前提があります。

一方、大規模な災害が発生したときには、こういった社会貢献企業だけではなく地域の建設業者が総力を結集しないととても対応できないという前提がありますので、地域の建設業者全体のボトムアップも重要であるというふうに認識しております。

そのため、社会貢献企業以外であっても、若手技術者の育成努力ですとか工事評定の優良者、そういった品質確保に努力する企業、そういったところの評価も重視していけば、こうした努力を行う企業の新規参入も可能であろうかなというふうに考えております。

亀井委員

県土整備経理課長、是非お願いしたいと思います。社会貢献企業、そして過去の工事実績があるということはすばらしい業者だと思うのですが、そ

ここにばかり集中していると、要するに新しいボトムアップ的な新規参入というか、活力のある若い企業が育っていかないということであれば、これはどこかで断ち切れてしまう。是非そこはお願いしたいなと思います。

また、次は事業者間の公平な競争環境を確保していくためには、指名競争入札においても新規参入の機会が重要です。こうした視点に加えて、これまで7月の委員会で、私も議論のテーマとしました建設人材の確保のための労働環境の改善という観点からも、今回の報告の内容とは少し外れますが、公共工事における社会保険未加入業者の排除、これも重要な取組と考えています。

そこで、6月の時点でも確認させていただいたのですけれども、その後の方針変更の有無も含めて来年度に向けて社会保険未加入業者の排除対策についてどのように行っているのか、改めて確認します。

県土整備経理課長

来年度の社会保険未加入対策に関しまして、7月の常任委員会で委員から御質問がございましたが、そこでお答えしたときの方針に現時点でも変更ありません。

具体的には、改めて御説明させていただきますと、3点ございますが、まず1点目については、県発注工事の入札参加条件として、社会保険加入業者に元請は限定するということ。

次に2点目として、一次下請業者の取扱いですけれども、今年もいのち貢献度指名競争入札では全ての工事を対象として、社会保険加入を一次下請業者に条件付けしていますけれども、来年度から条件付き一般競争入札においても3,000万円以上の土木工事、4,500万円以上の建築工事において一次下請業者も社会保険加入を条件付けるというのが2点目です。

3点目としては、社会保険の未加入業者と一次下請契約を行った元請業者の取扱いですが、ペナルティーとして制裁金の徴収や指名停止措置を行った場合の工事評定点の減点、これは国の対応に準じたものですが、これを行うこととしております。

亀井委員

6月の時点と変更はなかったというふうに、今御説明を受けて確認しましたが、この社会保険未加入業者排除対策ということは、建設業者にとっても非常に影響がありますし、さらにまた誤解されている業者もあるやに聞くのですね。ですから、来年度からの取組について、建設業者にしっかりと周知をしなければいけないですし、分かりやすい説明をしなければいけないと思っています。どのようにされるのか、最後にお聞きします。

県土整備経理課長

来年度以降の取組につきましては、委員御指摘のとおり、建設業者に対しては影響が大きいというふうに考えておりますので、そこで、すでに行っている対策、周知方法ですけれども、土木事務所等の建設業者が訪れる窓口でのポスターやチラシによる周知、あるいは入札参加資格者名簿登録申請者に対する案内書での説明、それから業界紙に対する情報提供、そういった紙面に載せる場合もあります。

その他、今後、いのち貢献度指名競争入札の制度変更の内容に関して、2月

から3月にかけて業界団体等への説明会、そういったことも予定していますが、その場を活用しまして積極的な周知に努めていきたいというふうに考えております。

亀井委員

これは県のホームページか何かで詳しく載せてないのですか。

県土整備経理課長

ホームページ上では今年の条件については掲載していますがけれども、来年度の条件についてはまだ載せていませんので、その点につきましても周知の徹底を図るという意味で直ちに検討したいと思っております。

亀井委員

是非よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。次は、先ほどもありましたけれども、インフレスライド条項について、私も何点かお聞きしたいと思っております。

このインフレスライド条項は、先ほども定義のあたりからしっかりと説明されているので、少し視点を変えて、このインフレスライド条項以外に工事請負額を変更できるスライド条項があるのかどうか。あれば、少し簡単に説明していただけますか。

県土整備経理課長

インフレスライド条項以外のスライド条項ですが、神奈川県公共工事標準請負契約約款で全体スライド条項と単品スライド条項というのがございます。

その違いですが、まず全体スライド条項は、工期が12箇月を超える長期の工事に関して、契約後の賃金水準又は物価水準の変動によって、工事着手後12箇月を経過したときに残工事費の1.5%以上の変動があった場合に、12箇月経過後の残工事分の単価増額分の変更契約ができるという制度になっております。

次に、単品スライド条項は、特別な要因によりまして工期内に特定の工事材料の国内価格が請負金額の1%以上の変動があった場合に単価増額の変更契約ができるという制度になっております。

亀井委員

今回の議案で、インフレスライド適用による増額の具体的な内容、それを教えてもらえますか。

県土整備経理課長

今回の議案の内容で言いますと、まず国道134号擁壁改修工事と二級河川境川河川改修工事、これは鋼管材など資材費の高騰が主な要因になっております。これが主になっておりまして、資材費の増額、例えば国道134号ですと1,550万円に対して労務費が450万円という形で資材費が大きくなります。二級河川境川につきましても、資材費が930万円に対して労務費が400万円となっております。

その一方、逆に労務費の方が多い案件が、都市計画道路安浦下浦線の工事、それから国道129号戸田立体交差点工事、その他矢上川地下調節池の工事、酒匂川流域下水道小田原幹線の工事は労務費の増額が多くなるという形になっております。

亀井委員

県民が多分インフレスライド条項だからこうなりましたよという説明を受けたときに、一番心配するのは、インフレスライド条項だからこれだけ増額しました、その増額分がもしかしたらプラスアルファで乗っかっているのではないかということが懸念としてあるのかなと思いますし、先ほども御説明があった、要はインフレスライド条項を適用したときに受注者の負担が残工事費の1%を加算、それを提供しなければいけないという話だけれども、逆に0.8%ぐらいでごまかしているのではないかというふうに思ってしまう方もいらっしゃるのではないかなと思うのですよ。

それはしっかりと歯止めができていますと私は認識していますがけれども、どのようなスキームができていますのか、それを説明していただけますか。我々県民は分からないから。

県土整備経理課長

インフレスライド条項の適用に当たっては、受注者、発注者の間で協議の上、残工事の期間が適切か、あるいは金額が適切か、そこを確認しております。具体的には設計書と受注者が申請してきた内容を照らし合わせて、適切な単価の設定、引上げになっているか、そういったものを個々にチェックしていくという形になります。

実際きちんとチェック機能が働いているかというところだと、具体的には申請に対して余計な分が乗っかってしまったとかそういった部分があって、適用除外として事業者の方から取り下げたものですか、適用外としてインフレスライド条項の適用を認めなかったものもあります。今回の中で言いますと、安浦下浦線で2件のうち1件がインフレスライド条項が適用で、もう1件が適用になっていない形になっていますけれども、そのもう1件の方は、協議期間中に1%の増額分に追い付かないということが確認できたので、事業者の方が取り下げたというようなことがありますので、歯止めについてはきちんと確認はされているというふうに認識しております。

亀井委員

これもまた確認ですけれども、インフレがどんどん進んだときに、インフレスライド条項が何回も適用できるのかということが一つと、それは現実的にあまりないですけれども、さらにはインフレが進んだ、その後デフレが進んだ、プラスマイナスゼロになったときに両方しっかりとインフレ条項が適用されて、行って来いでプラスマイナスゼロになるのか、その辺はいかがですか。

県土整備経理課長

まず、インフレスライド条項を再度適用できるかどうか、再スライドについては可能です。

それから、インフレスライドを行った後に、仮にデフレになった場合にどうなるかということです。まずデフレによる賃金の引下げですとか資材の急激な下落による減額でのスライド適用は今までなかったという実態があります。

労務単価については急激な下降というのは現実的に最低賃金とかそういった問題もあり、ないということ。資材についても下落というのは、今までデフレ基調でしたので下落しているものはあるのですけれども、急激なものはないと

いうところで、デフレによる適用がなかったと。今までの現状から考えると、両方が一定の期間で発生して差し引きになるような現状というのは考えにくいかなというふうに認識しております。

亀井委員

多分現実的にはそういうことはないと思うので、それはよいとして。

この問題の最後は、今回の議案は6件のインフレスライド適用だったと思うのですけれども、それは大体工事費6億円以上という制限があったから。それ以外にもインフレスライド条項が適用された案件はどのぐらいあるのでしょうか。

県土整備経理課長

まず、インフレスライドの適用についての申請件数、全体では87件あります。そのうち今回議案で出たのが6件ですので、残りが81件になります。この81件の内訳で見ますと、まず変更額が認められた協議済みのものが51件、それから今現在協議中のものが25件、先ほども少しお話ししました適用除外になるような、あるいは取下げになったものが5件という形で、全体としては87件、うち81件が議案以外の案件という形になります。

亀井委員

全部で87件ありましたよという話なので、是非そういうところはしっかりチェックをしながら取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問を数点させていただくのは、都市計画道路安浦下浦線深礎擁壁新設工事請負契約変更の概要についてということで、これも先ほどから質問がありましたので、数点だけ質問させていただきますと、まず、想定以上に地盤がぜい弱だったという説明があったのですが、この地盤がぜい弱だったという説明があったわけですが、どういうことが直接の原因だったのかもう一回確認したいのと、今後同様のことが発生した場合、再び危険な状況に陥らないようにどのような対応をするのか、もう一度確認させてください。

道路整備課長

まず、今回の変状の直接的な原因ということでございますが、この葉山層という非常に不安定な地層に由来してございます。当初の地質調査などで、葉山層は新たに空気や水に触れることでぜい弱化するということがもともと分かっておりました。それなので、できるだけ空気や水に触れることがないような工法、それで深礎を打ってという工法を選択してまいりましたが、今回は先ほども申しました2月の大雪とか4月の大雨、こういったものからかなり水の影響を受けてぜい弱化していったこと。もともとぜい弱化しやすいところでしたので、想定以上に弱くなってきたと、それで今回、変状が起きたというのが原因というふうに確認しております。

今後、こういったことに対してということですが、今後の施工に当たりまして、風化による地盤の緩みがこれ以上、生じないように、今まで以上に慎重な工事を進めていきたいと思っております。一度に施工する掘削断面、今まで先ほど深礎ぐいの前面を掘り下げてというお話をさせていただいたのですが、それを深礎ぐい6本分を掘り下げていたところ、これを今後は3本分、半分としまして、一度に掘り下げる量を小さくして、施工する断面を小さくしていく

ことで、新たに空気や水に触れる断面を小さくしていく。そうしたことで地盤がなるべく風化しないように慎重に施工を進めてまいります。

また、併せまして、今後も引き続き計測機器などにより、地山や構造の観測も続けていくという形で進めてまいりたいと思います。

亀井委員

大雪とか大雨とか地下水の影響もあるのでしょうか、いろいろな要因があつて、今回、柔らかい層を刺激したというか、悪さをしたというか、そういう形になってしまったのかなというふうに思うのですね。

この三浦半島の道路ですけれども、御承知のとおり、三浦半島は幾重にも活断層が走っていますし、地震も多いですね、海にも近い。さらには氾濫をした平作川の近くに、先ほどの例えば佐原インターチェンジ付近の構造物もあるということですが、この辺のところというのもしっかりと加味した上で安全対策は打たれているというふうに承知してよいのですか。

道路整備課長

先ほどお話に出ました安浦下浦線の佐原インターチェンジ近くにある擁壁、既存の擁壁でございますが、これは平成2年に完成して以来、パトロール等定期的な点検を行っております、変状は確認できておりません。ですから、今後も適切な維持管理に努めていこうというふうに考えています。

今回の変状は、掘削時に、先ほど委員からもお話が出ましたとおり、大雪などの影響により葉山層が新たに空気や水に触れたことで想像以上にぜい弱化したことから、施工中の擁壁に想定外の力が作用したものでございます。

擁壁が完成しておれば、今回のような問題は発生しなかったということが確認できております。擁壁が完成できていれば、新たに地山が空気や水に触れるということはございませんので、完成した擁壁については安全であるというふうに考えております。

それから、先ほど委員からお話しのありました活断層がかなり入っているところですが、お話しのとおり、三浦半島には北西から南東方面にほぼ並行する活断層、衣笠断層とか北武断層とかそういったものが幾つか入っております。今回の工事を行っている対象地域周辺には、北武断層や武山断層が通過しているところでございます。しかしながら、この事業対象区間は活断層の上に乗っているわけではございません。

そういうわけでございますが、当然地震時の揺れの影響については十分配慮された設計となっております、阪神・淡路大震災以降の耐震設計をしております、震度7程度の地震には十分耐えるという設計となっております。

一般的に計画段階で、断層帯の上に構造物が乗ってしまうような場合、断層帯を避けるようなルート選定をするなどということも計画段階では当然検討するわけですが、道路のように延長が長い構造物、断層もやはり線形のものなので避けられないケースが出てくる場合があります。このような場合には、比較的柔軟性が高く復旧しやすい構造物を選択することや、代替ルートの確保など緊急時の交通ネットワークの確保、そういったことを含めて可能な限り総合的に安全性を判断することになります。

亀井委員

そうすると、三浦半島の断層がいろいろある中でも、今の答弁からすると、あまり道路は大してないのですけれども、違うルートを通るとか、その辺のところの安全対策はしっかりできているから大丈夫ですと。震度7ぐらいまでは耐えられるから大丈夫ですよということで、それはもうお墨付きを頂いたということでよろしいですね。

道路整備課長

現時点で三浦半島地域の中で活断層として分かっているものが幾つかあります。活断層というのは、分かっている、今後新たに分かってくるものもありますので、全てのことに私どもの方で活断層に対して対応できているかというところ、そこははっきり申し上げられないところが確かにございます。

ただ、先ほど申しました地震時の揺れに対しては、当然重要な構造物についてはしっかりと耐震設計をしております。また、先ほど申しましたとおり、断層を横断してしまっているようなところについては、構造的なもの、例えば緩いのりの土構造にしてみたりとかということも考えられますし、大事なことは、いざといったときに緊急時の交通ネットワークの確保をしっかり、代替性も含めて緊急のネットワークを確保していくということが大事なことだと思っております。その中で、今三浦半島地域だけに限らず、神奈川県の中で引き続き道路整備のネットワークを進めてまいりたいというふうに考えております。

道路部長

三浦半島特有のことで、大変活断層も多く、地質上の問題も多いところもござります。海に囲まれておりますので、津波の影響を受けて浸水するような道路もござります。

そういう中で、点的な箱物であればよけられるのでしようけれども、どうしても道路はネットワークでつないでいきますので、なるべくよけるのですけれどもよけられない状況もあります。そういう中で我々が今力を入れているのは、海沿いにある道路だけではなくて、三浦半島、先ほど骨という話がありましたけれども、真ん中に横浜横須賀道路からつながって三浦縦貫道路、そして三浦半島の南の方まで行こうというような、大変強い道路の計画もしておりますし、事業に着手しております。

そういったことで、どうしてもやむを得ず、そういった危険なところを通る道路もあるのですけれども、リダンダンシーを確保して総合的に安全にしていこうという取組も進めているところでござりますので、三浦半島の特徴としてそういう取組方があるということで御理解いただければというふうに思います。

亀井委員

道路は、人間の体で言えば血管だというふうに教えていただいていることもありますから、是非道路に関しては、特に今三浦半島の道路ということに特化して話をさせていただきましたけれども、災害対策等も加味して、是非安全防災局等ともしっかり連携して、これからも安全対策に一層拍車をかけていただくことを要望して質問を終わります。